

## 千代田町有料広告掲載基準要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千代田町有料広告掲載要綱(平成21年千代田町告示第8号。以下「要綱」という。)第4条の基準に関して、必要な事項を定めるものとする。

(規制業種又は事業者)

第2条 次に掲げる業種又は事業を営む者の広告は、掲載しない。

- (1) 町税等の滞納がある事業者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で風俗営業と規定される業種及び風俗営業類似の業種
- (3) 貸金業の規制に関する法律(昭和58年法律第32号)に規定する貸金業
- (4) 社会問題を起こしている業種や事業者
- (5) 法律に定めのない医療類似行為を行う事業者
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続及び会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続中の事業者
- (7) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (8) 利殖を目的とした投資・投機があっせん、勧誘、募集等を行う事業者

(掲載基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しないものとする。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
  - ア 人権侵害、名誉き損及び各種差別的なもの
  - イ 法律で禁止されている商品又は無認可商品、粗悪品及び不適切なサービスを提供するもの
  - ウ 第三者をひぼう、中傷又は排斥するもの
  - エ 宗教団体による布教活動を目的とするもの
  - オ 非科学的又は迷信に類するもので、読者又は利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
  - カ 国内世論が大きく分かれているもの
  - キ 町の事業の円滑な遂行に支障をきたすもの
  - ク その他広告として掲載することが不適當であると認められるもの
- (2) 消費者保護の観点から、次のいずれかに該当するもの

- ア 大げさな表現や根拠のない表現
  - イ 射幸心を著しくあおる表現
- (3) 青少年保護又は人権の観点から、次のいずれかに該当するもの
- ア 広告の内容と無関係で必然性のない水着及び裸体姿
  - イ 暴力や犯罪を肯定し、助長するような表現
  - ウ 残酷な描写等の善良な風俗に反するような表現
  - エ 暴力又はわいせつ性を連想又は想起させるもの
  - オ 青少年の人体、精神及び教育に有害なもの
- (4) その他、広告として不相当であると町長が認めるもの  
(ホームページに関する基準)

第4条 千代田町ホームページ（以下「町ホームページ」という。）への広告に関しては、町ホームページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているホームページの内容についても前2条の基準を適用する。

（業種ごとの個別の基準）

第5条 掲載する広告の業種ごとの個別の基準は、次のとおりとする。

- (1) 語学教室 1か月で確実にマスターできる等の安易さや授業料又は受講料の安価さを強調する表示は、使用できない。
- (2) 学習塾 合格率など実績を載せる場合は、実績年も併せて表示する。
- (3) 外国大学の日本校 「この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません。」という主旨を明確に表示すること。
- (4) 資格講座
  - ア 受講する資格の内容を明記すること。あたかも、国家資格であるといった誤解を招くような表示はしない。
  - イ 講座受験だけで資格が取得できるような誤解を招かないように、「資格取得には、国家試験を受ける必要があります。」など、資格取得に必要な事項を表示する。
  - ウ 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としたものは、掲載しない。
  - エ 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示は、しない。
- (5) 病院・診療所など（イ以降は、第6号についても適用する。）

ア 医療法（昭和23年法律第205号）第6条の5又は平成19年厚生労働省令告示第108号により広告が可能とされた事項及び獣医療法（平成4年法律第46号）第17条の規定の範囲内で表示すること。

イ 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨の表示をしてはならない。

ウ 提供する医療により、疾病等が完全に治療する等その効果を推測的に表示してはならない。

エ マークを表示することは可能であるが、必ず文字を併記しなければならない。

(6) 施術所（あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復師）

ア あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第7条又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第24条の規定の範囲内で表示すること。

イ 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は、表示してはならない。

ウ 法定の施術所以外の医療類行為を行う施設（カイロプラクティック、整体、エステティック等）の広告掲載は、できない。

エ 提供する施術の内容が他の施術所と比較して優良である旨の表示をしてはならない。

オ 提供する施術により、疾病等が完全に治療する等その効果を推測的に表示してはならない。

カ マークを表示することは可能であるが、必ず文字を併記しなければならない。

(7) 老人保健施設は、介護保険法（平成9年法律第123号）第98条に規定する内容以外は、表示してはならない。

(8) 医療品等は、薬事法（昭和35年法律第145号）第66条から第68条までの規定を遵守し、掲載するものとし、次のような表示は掲載できない。

ア 最大級及びそれに類する表示

イ 効能、効果及び安心を保証する表示

(9) 健康食品・機能性食品類は、あくまでも食品であり、医薬品的な効能、効果、成分、用法、用量などの表示は掲載できない。

(10) 弁護士、税理士、公認会計士の掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事

業案内等に限定し、次のような表示は掲載できない。

ア 顧問先又は依頼者名（同意がある場合を除く。）

イ 誇大又は過度な期待を抱かせるもの

(11) 旅行者又は旅行者代理業者は、日本旅行業協会又は全国旅行業協会の会員に限る。

(12) 通信販売業

ア 会社の概要、商品カタログなどを検討し、町が妥当と判断したものに限り掲載する。

イ 特定商品取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第11条に規定する事項を掲載しなければならない。

(13) 雑誌、週刊誌等については、次のものは掲載できない。

ア 社会秩序を乱すような内容を掲載したもの

イ 虚偽又は表現が不正確で誤認される恐れがある内容を掲載したもの

ウ プライバシーの侵害、信用失墜又は業務妨害の恐れがある内容を掲載したもの

(14) 占い、運勢判断等

ア 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

イ 実績や被鑑定者の表示をしてはならない。

ウ 料金や販売価格を表示しなければならない。

(15) 結婚相談所、交際紹介業

ア 業界団体に加盟している、又はNPO法人の資格を有していること（加入証明及び登録証などの写しが必要）。

イ 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定し、加盟団体、入会金及び成功報酬の有無を明記すること。

(16) 調査会社、探偵事務所の表示は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

(17) 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織

ア 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

イ 主張の展開及び他の団体に対して言及する出版物の広告は、掲載しない。

(18) 募金

ア 募金内容は、社会福祉事業のための寄附金募集に限る。

- イ 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を得たもので、そのことを明記する。
- (19) 質屋、チケット等販売業
- ア 個々の相場、金額等は、表示しない。
- イ 有利さを誤認させるような表示は、しない。
- (20) 人材募集広告
- ア 労働基準法等関係法令を遵守していること。
- イ 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあっせんの疑いのあるものは、掲載しない。
- ウ 人材募集に見せかけて、商品、材料及び機材の売りつけ又は資金集めを目的としているものは、掲載しない。
- (21) 不動産広告
- ア 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記する。
- イ 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料及び取引条件の有効期限を明記する。
- ウ 不動産の表示に関する公正競争規約（平成17年公正取引委員会告示第23号）による表示規制に従うこと。
- エ 契約を急がせる表示は、掲載できない。
- (22) その他表示について注意を要するもの
- ア 割引価格の表示については、その根拠を明確に表示すること。
- イ 著作権及び肖像権の使用については、無断使用がないか確認すること。
- ウ 広告主の所在地及び連絡先を明確に表示すること。なお、電話番号の表示は、固定電話のものとし、携帯電話やPHSのものは、不可とする。
- エ アルコール飲料については、飲酒運転禁止の文言を必ず表示しなければならない。また、未成年者の飲酒を誘発するような文言及びデザインを表示してはならない。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成22年8月10日から施行する。

附 則

この告示は、平成23年7月7日から施行する。